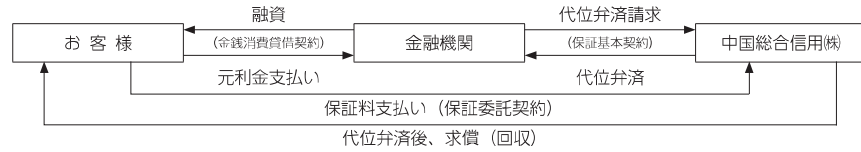


中国総合信用株式会社の有担保ローンをご契約するにあたって

当社保証の有担保ローンをお申し込みにあたり、保証に関する重要な事項についてご説明させていただきます。ご確認・ご了承のうえ、ご契約いただけますよう、よろしくお願いいたします。

1. 保証の仕組



お客様が金融機関から有担保ローンのお借入れをされる際に、当社と保証委託契約を締結されますと、お客様が借り入れされた有担保ローンに対して、当社が連帯保証人となります。

また、お客様に万が一のことがあり元利金の支払いが困難になった場合、当社がお客様に代わりお借入金残高を一括して金融機関にお支払いします。(このことを「代位弁済」といいます。)

代位弁済が行われた場合、お客様の金融機関に対する元利金の支払い義務(債務)はなくなりますが、お客様の債務自体がなくなるわけではなく、お客様は当社に対して求償債務(金融機関に代位弁済した金額の返済義務)を負うこととなります。よって、代位弁済後は、お客様には、当社に対して、当社が代位弁済した金額をご返済いただけます。

2. 有担保ローン実行時における保証料・保証手数料のお支払いについて

有担保ローン実行時に、お客様から当社へ保証料・保証手数料をお支払いいただきます。

(1) 保証料

保証料とは、当社がお客様の有担保ローンの連帯保証人をお引き受けするにあたり、その対価としていただく金銭であります。有担保ローンの保証金額、お借入期間、お仕事の状況(収入、勤続年数等)、担保となる不動産等の評価額等により適用される保証料率が異なります。当社の保証料は、元利均等返済に基づいた保証料計算方式を採用しております。特徴として、お借入れをされた初期段階につきましては、ご返済の多くが利息に充当され、元金部分への充当(返済)は小さいため、お借入残高(元金部分)は大きい額で推移しますので、初期段階では保証料も大きい額で推移します。実際にお支払いいただく保証料につきましては、お借入れのお申込みをされた金融機関を通じてご案内申し上げます。なお、保証料のお支払方法は以下の一括保証料型、分割保証料型より選択していただけます。

① 一括保証料型

お借入時に保証期間分の保証料を一括してお支払いいただく仕組みです。その金額は、元利均等返済に基づく保証期間中の予定残高に応じた保証料を合計した総計であり、保証期間中の均等額の総計とはなっておりません。

② 分割保証料型

毎回ご返済時に、元利金の支払いと合わせて、分割保証料率を残高に乘じた金額を分割保証料としてお支払いいただく仕組みです。

(2) 保証手数料

保証委託契約が成立し、ご融資の実行を受けられたお客様には、保証手数料として「**50,000円+消費税**」をお支払いいただけます。

なお、保証手数料につき、ご融資実行日時時点の消費税率を適用した消費税をお支払いいただけます。

【注】1物件のお借入金額を2分割して実行する場合、2口目の保証手数料は半額となります。

3. 保証料の返戻について

(1) 一括繰上返済時の返戻について

① 返戻保証料

一括保証料型で保証料をお支払いいただいたお客様が保証期間満了前に一括繰上返済された場合には、当社所定の計算方法により、「未経過保証料」から事務手数料を控除し返戻させていただきます。ただし、代位弁済を実行した場合における保証料の返戻は出来ませんので予めご承知おきください。なお、分割保証料型につきましては、保証料の返戻はございません。

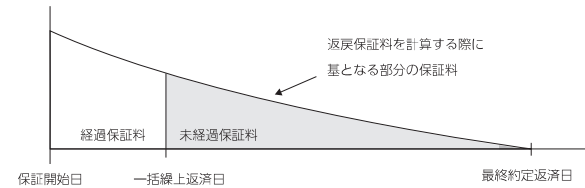
ア. 未経過保証料

お支払い年月が到来していない未経過部分を未経過保証料といいます。返戻保証料を計算する際に、基となる部分の保証料となります。

イ. 経過保証料

お支払い年月が経過した部分を経過保証料といいます。返戻保証料を計算する際に、含まれない部分の保証料となります。左記2(1)のとおり、当社の保証料は、元利均等返済に基づいた保証料計算方式を採用しておりますので、初期段階で経過保証料が大きくなることになります。

◀返戻保証料のイメージ図▶



② 事務手数料

保証会社の繰上完済処理に要する事務手数料となります。未経過保証料の金額に応じて、未経過保証料から事務手数料を控除させていただきます(下表参照)。ただし、事務手数料の割合につきましては、経済情勢等により将来変動する場合があります。なお、事務手数料については、一括繰上完済時点での、消費税率を適用させていただきます。

未経過保証料	事務手数料
10,000円以下	未経過保証料の額(消費税含む)
10,000円超	10,000円+消費税

(2) 一部繰上返済について

① 返戻保証料

一括保証料型で保証料をお支払いいただいたお客様が保証期間満了前に一部繰上返済(内入)を行った場合には、現在の「未経過保証料」から一部繰上返済後の元本残高・残期間について計算し直した保証料、事務手数料を控除し返戻させていただきます。なお、分割保証料型につきましては、保証料の返戻はございません。

② 事務手数料

事務手数料は、1回につき「**10,000円+消費税**」を控除させていただきます。ただし、返戻保証料が事務手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございません。なお、事務手数料については、一部繰上返済時点での、消費税率を適用させていただきます。

4. 追加保証料・事務手数料のお支払いについて

毎月の弁済額の変更、担保の変更等保証条件を変更する場合、お客様から当社へ追加保証料・事務手数料をお支払いいただけます。

(1) 追加保証料(保証料の支払方法が一括保証料型の場合のみ)

返済期間の延長を行う場合、追加保証料をお支払いいただけます。

(2) 事務手数料

返済期間の延長、元金の据置、担保物件の変動、連帯保証人の変更等の保証内容に変更が行われる場合、事務手数料「5,000円+消費税」をお支払いいただけます。

5. 保証委託契約の解除について

保証委託約款第18条(本契約の解除等)に該当した場合には、当社より保証解除の申出をさせていただきます。ご